

# 保護樹木等指定事業

**目的** 生駒市保護樹木等の指定については、生駒市保護樹木等指定要綱（以下「要綱」という。）が平成 11 年 3 月 24 日から施行されており、その後改正を行い現在の要綱については平成 25 年 6 月 10 日より施行されている。

目的は、生駒市環境基本条例（平成 11 年 3 月生駒市条例第 11 号）の基本理念にのっとり、本市の良好な自然環境を保全し、及び育成するため、樹木の保護に関し必要な事項を定め、もって人と自然が共生できる都市の実現に寄与することを目的とする。

**指定の経緯** 実際の保護樹木の指定は、以下の流れで行われた。

生駒市誌に掲載されている樹木を元に、職員及び市民からの情報提供を受け 101 本について、市民サロン有志による現地調査及び会議を経て、38 箇所を残したい樹木として選んでいただいた。その中から、市が選考指定候補樹木として 24 箇所選んだ。その後、緑の市民懇話会において、4 本が候補から外れ、20 本を保護樹木の候補とした。



調査対象 101 本



候補対象 38 本



懇話会提出 24 本